

三島駅南口広域観光交流拠点整備事業提案競技 質疑書(2回目)に対する回答

No.	書類名	質疑番号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	質疑書に対する回答	7	接道の状況	敷地の接道範囲について、公募要項P3第1. 3. (4)に「敷地西側の市道寿町3号線を接道として使用する事業提案が選定された場合、都市計画変更までに隣接地の一部を市道とする予定」とありますが、供用開始も都市計画変更までになされると考えてよろしいでしょうか。	市道寿町3号線の延長部分の土地は、現在、三島市の自転車駐輪場として利用していますが、現在の駐輪台数を確保するため、平成29年7月末の完了を目途に、移設工事を行う計画です。したがって、市道寿町3号線の延長部分の供用開始につきましては、土地売買契約締結後に事業者が行う、建築確認手続きの支障とならない平成29年7月末までに供用開始します。
2	質疑書に対する回答	17	基本協定	基本協定締結後かつ土地仮売買契約締結後で、土地売買契約締結までの間、基本協定及び土地仮売買契約の2つの契約があることとなります。土地仮売買契約の解除については、募集要項P19第7-5(4)のとおり、契約保証金を市及び公社へ帰属するとされていますが、基本協定の解除については、募集要項P21第7-12(不可抗力又は法令変更による契約の途中終了等)及び第7-14(損害賠償)の罰則に該当するとのことでしょうか。また、この場合、土地売買契約前であるため、第7-11(買戻しの特約、買戻し特約の登記及び違約金)の違約金には該当しない、ということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定の解除については、募集要項21ページ第7-12(不可抗力又は法令変更による契約の途中終了等)及び基本協定の解除により市及び公社に損害があった場合は、第7-14(損害賠償)の対象となります。この場合、土地売買契約締結前ですので違約金(土地売買代金の30%相当)の徴収には該当しません。 なお、1回目の質疑書への回答(質疑番号17の回答)については、誤りがありましたので一部訂正させていただきます。
3	質疑書に対する回答	22	最優秀提案者及び優秀提案者の選定	計画概要の公表について、応募書類中から抜粋して公表するとありますが、公表前に内容を確認させていただくことは可能でしょうか。	計画概要については、市が作成させていただく予定です。
4	質疑書に対する回答	40・41	土地利用の条件等	別紙5の物件調書の参考事項に関し、隣接者の建物の一部やエアコン室外機等の越境物がありますが、具体的な越境範囲等、どの程度対象敷地に越境していますか。	三島市職員の実測ですが、家屋2箇所、小屋1箇所、クーラー室外機2箇所、換気ダクト3箇所、ガスタンク1箇所、ガスメータ1箇所、合計約3.6㎡の越境物件が確認されています。 なお、越境物件が確認できる具体的な資料は、事務局でお渡します。